

無人航空機操縦者技能証明制度

無人航空機技能証明制度は、無人航空機を飛行させるのに必要な技能(知識及び能力)を有することを国が証明する資格制度です。

技能証明は、実施可能な飛行のカテゴリーに応じて一等無人航空機操縦士と二等無人航空機操縦士の2つの資格に区分されます。また、それぞれの資格において、無人航空機の種類や飛行の方法について限定があります。これらは、それぞれに応じた試験を受けることで、限定の変更ができます。

資格の区分	一等無人航空機操縦士 立入管理措置を講ずることなく行う特定飛行 カテゴリーIII飛行	または	二等無人航空機操縦士 立入管理措置を講じた上で行う特定飛行 カテゴリーII飛行
無人航空機の種類	マルチローター	ヘリコプター	飛行機
限定の変更	最大離陸重量 基本 25kg 未満限定 > 限定変更 25kg 以上	夜間での飛行 基本 昼間飛行限定 > 限定変更 夜間飛行	目視外での飛行 基本 目視内飛行限定 > 限定変更 目視外飛行

その他、技能証明制度の詳細や技能証明の取得方法を知りたい方は、「無人航空機レベル4飛行ポータルサイト(無人航空機操縦者技能証明)」をご参照ください。



Check 「レベル3.5」で広がる可能性！

令和5年12月に新設された「レベル3.5飛行」では、必要な保険に加入したうえで、機上カメラによる歩行者等の有無の確認を行うことにより、補助者や看板の配置といった「立入管理措置」を代替することができます。

この「レベル3.5飛行」を行えるのはドローンの国家資格(無人航空機操縦者技能証明)を取得している人だけ！レベル3.5飛行により、無人地帯におけるドローンの活用が格段に進むことが期待されます。

レベル3

補助者や看板等で立入管理措置



レベル3.5

補助者や看板等が不要に！



無人航空機操縦者技能証明の取得の流れ

STEP.1

DIPS2.0で技能証明申請者番号を取得

STEP.2

下記①～③の試験の合格、試験合格証明書受領

STEP.3

DIPS2.0にて無人航空機操縦者技能証明書の交付申請

無人航空機操縦者技能証明書の交付



※3年ごとに更新が必要です。

①学科試験

無人航空機の操縦に必要な知識をコンピュータ試験により確認



出典：プロメトリック社HP

②実地試験又は修了審査

無人航空機の操縦に必要な技能を実機を用いたテストにより確認又は登録講習機関の講習を修了



③身体検査

無人航空機の操縦に適した視力・身体機能等を有しているかを確認



医師の診断書の確認

自動車運転免許等のある公的ライセンスの確認

登録講習機関とは

国土交通省の登録を受けたドローンスクール。登録講習機関の講習を修了すると実地試験が免除されます。講習内容：学科講習＋実地講習＋修了審査

【登録講習機関の一覧】



◀マルチ



◀ヘリコプター



制度の詳細はこちらの航空局HPで確認できます



DIPS2.0はこちらから



無人航空機操縦士試験のご案内はこちらから